

小規模事業者持続化補助金



申請書作成相談会参加者募集

「小規模事業者持続化補助金」は、経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組みや、販路開拓等と併せて行う業務効率化の取組みを支援するため、それに要する経費の一部を国が補助するものです。令和2年10月2日の締切に合わせて小集団による申請書作成相談会を開催します。相談員と参加者と一緒に申請書の作成に取り組む内容です。当日に完成しなくてもご安心ください。引き続き無料の個別相談会（毎週月・火の午後：予約制）で、作成のアドバイスをいたします。補助金申請を希望する方は、この機会に取り組みましょう。

*補助金は、**一般型**と**コロナ型**の2種類があります。裏面をご覧ください。

開催日 9月2日^(水)・3日^(木)・4日^(金)

時間 午後2時～午後4時

場所 太田商工会議所3階第2研修室(浜町3-6)

定員 各日とも**5名** (いずれも内容は同じ)

相談員 田辺 浩氏(中小企業診断士)

参加費 **無料**

【相談会内容】

1. 持続化補助金の概要説明
2. **一般型**と**コロナ型**の違い
3. 経営計画書の作成ポイント説明と作成

*一般型の書類を題材にする予定ですが、コロナ型にも対応できるよう説明します。筆記用具をお持ちください。

参加ご希望の方は、以下にご記入の上、このまま送信してください！

1事業所1名のみ参加可能です。受講の可否についてご連絡いたしますので、くれなくご記入ください。

送信先：太田商工会議所 FAX：**0276-45-1088**

事業所名		参加者氏名	
所在地		TEL番号	
業種		FAX番号	
希望日 (1~3に○印を)	第1希望： 2日 ・ 3日 ・ 4日	e-mail	
	第2希望： 2日 ・ 3日 ・ 4日		
	第3希望： 2日 ・ 3日 ・ 4日	申請予定	一般型 ・ コロナ型 (何れかに○印を)

*ご記入頂いた内容は厳重に管理し、相談会運営の目的以外には使用いたしません。

小規模事業者持続化補助金の概要 「一般型」と「コロナ特別対応型」

令和2年8月3日時点情報

	一般型	コロナ特別対応型
正式名称	令和元年度補正予算 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金	令和2年度補正予算 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>
URL	https://r1.jizokukahojokin.info/	https://r2.jizokukahojokin.info/corona/
補助対象者 (共通)	商工会議所の管轄地域内で事業を営んでいる「小規模事業者」及び、一定の要件を満たした特定非営利活動法人（商工会地区で事業を営んでいる方は管轄商工会へお問い合わせください）	
小規模事業者とは (共通)	商工業を営み、従業員数が以下に該当する法人・個人事業者 ○商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）：常時使用する従業員の数 5人以下 ○サービス業のうち宿泊業・娯楽業：常時使用する従業員の数 20人以下 ○製造業その他：常時使用する従業員の数 20人以下	
対象となる事業	策定した「経営計画」に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する、地道な販路開拓等（生産性向上）のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）のための取組であること。 ＊事業が採択されると補助金事務局から「採択通知書」が送付され、その後、事業実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が送付されます。「補助金交付決定通知書」到着前の発注・契約・支出行為は補助対象外となりますので事業着手時期にご注意ください。	新型コロナウイルスの影響を乗り越え、左の一般型と同様な取組を行いながら、補助対象経費の6分の1以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること。 A類型：サプライチェーンの毀損への対応 B類型：非対面型ビジネスモデルへの転換 C類型：テレワーク環境の整備 ＊一般型と同様に「補助金交付決定通知書」受領後が補助対象ですが、コロナ型は2月18日以降に発生した補助対象経費は遡って認められます。
補助率	補助上限額 50万円 補助対象経費の3分の2以内 （特定創業支援等事業の支援を受けた者、2020年1月以降開業した個人事業主又は同年月以降設立した会社は、補助上限額100万円）	補助上限額 100万円 [コロナ特別対応型A類型] 補助対象経費の3分の2以内 [コロナ特別対応型B・C類型] 補助対象経費の4分の3以内 （特例事業者は50万円の上乗せ有り）
補助対象経費	①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費 ＊パソコンなど汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入費用は対象外になります。 ＊本補助金が採択された場合、感染拡大防止の取組みに要する経費について「事業再開枠」（50万円又は100万円）の定額補助があります（業種毎に策定されたガイドラインに基づく取組みで、消毒液・マスク・飛沫防止用品・換気設備など5月14日以降の支出が対象）。希望する場合は申請時に書類が追加となります。	
太田商工会議所への書類	太田商工会議所が発行する様式4が、申請に必要です。事前連絡の上、締切日の概ね7日前を目安に指定された書類を提出してください。確認後に発行します。	太田商工会議所が発行する様式3は、任意提出です。作成相談を受けた方に発行します。事前連絡の上、締切日の概ね10日前を目安に指定された書類を提出してください。確認後に発行します。
補助金事務局申請締切	第3回：10月2日(金)[郵送：当日消印有効] 第4回：2月5日(金)[郵送：当日消印有効]	第4回：10月2日(金)[郵送：必着]

*本説明は、簡略化して表現したものです。URLにある最新の公募要領をお読みいただき、申請書類の作成をお願いします。申請に必要な各種書類はURLからダウンロードしてご利用ください。